

令和5年度 静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会 議事録概要

〔日時〕 令和6年3月21日（木）14:00～15:30

〔会場〕 静岡市三保松原文化創造センター 2階 会議室

〔出席〕 委員：川口 宗敏、太田 猛彦、田中 博通、中村 羊一郎、山本 早苗、湯浅 保雄

オブザーバー：文化庁文化財第二課平澤主任調査官、静岡県文化財課鈴木技師、
静岡県富士山世界遺産課増田主事、静岡県森林整備課矢島課長代理、
（一財）三保松原保全研究所佐野事務局長

事務局：静岡市観光交流文化局岩田理事

文化財課眞田三保松原担当課長兼三保松原文化創造センター所長、
山田主任主事、檜枝主任主事、

受託業者：（一社）地域緑花技術普及協会 細野、池田 敬称略

1 開会

眞田：定刻には少し早いですが、先生方お揃いになりましたので、ただいまから三保松原保全活用計画推進専門委員会を開催させていただきます。委員の皆様、オブザーバーの皆様、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。新型コロナの影響もあり、会議自体が大変久しぶりになってしまい大変失礼いたしました。本日の委員ご出席は6名、天野委員と石上委員はご都合により欠席となります。申し遅れましたが、三保松原文化創造センター所長の眞田と申します。次第に従いまして会議進行させていただきます。まず、観光交流文化局理事兼文化財課長から挨拶申し上げます。

2 あいさつ

岩田：文化財課長の岩田です。本日はお時間いただきましてありがとうございます。前回から4年、久しぶりの開催で事務局もメンバーが変わっているのでご挨拶させていただきたいと思います。コロナや一昨年の台風の被害で臨時休館を余儀なくされることもありましたが、松原保全事業は着実に進めており、マツ線虫病被害も1haあたり1本未満の微害化を継続しています。

みほしるべ開館1年目に65万人以上あった来館者は、コロナ禍では25万人まで落ち込みましたが、昨年度は42万人まで回復し、今年度は50万人弱となる見込みです。65万人の来館者25万人50万人弱になる見込みでございます。

前回の開催時は保全活用計画を改訂する方針をご報告していましたが、それを内包する保存活用計画を策定することになりました。本日はこの計画について先生方からご意見いただければと思います。2カ年で策定する予定です。本日はよろしくお願いします。

眞田：この委員会は4年ぶりの開催となりました。委員の皆様には改めて委嘱状交付させていただいております。本日はオブザーバーとして、文化庁で名勝を所管されている文化財第二課平澤主任調査官にもご出席いただいております。一言お願いします。

平澤：文化庁の平澤でございます。三保松原につきましては、世界遺産登録にも関係してたくさん計画があり、関係が複雑になっています。いま配布されている名勝三保松原保存管理計画は名勝の関係の行政指針として作られました。そこから10年以上経ち、その間にみほしるべの整備、財団の設立など、マネジメントの体制が進化していますので、そういうこともふまえて、今般、平成30年の保護法改正で法律上も保存活用計画というものが明示されて、中身は基本的には1970年台からある保存管理計画がベースとなっていますが、指定文化財の内容、社会状況を踏まえて、詳しく議論していただくという流れになっています。年度末でございますが、来年度1年間までかけて実施しますので、よろしくご指導お願いいたします。

3 自己紹介

眞田：平澤様ありがとうございました。次に、初対面の先生方もおられますので、委員の先生方、オブザーバーの皆様、一言ずつ自己紹介をお願いします。

川口：はじめまして、静岡文化芸術大学の川口です。三保に最近来てないので、人が大勢いるなあという印象を受けました。今日はよろしく願いいたします。

太田：太田でございます。どちらかと言うと専門は治山、砂防、土砂災害で、森林の関係ではスギやヒノキを植えるというよりも、荒地や海岸の防災林が専門になります。三保松原に材線虫病の関係でかわらせていただいています。久しぶりに参りましたが活気づいていると感じました。来訪者数はコロナの前までは戻っていないということですが、皆さん頑張っておられるのかなと思っています。よろしく願いいたします。

田中：東海大学を定年退職しました。専門は土木工学の中でも、河川工学、流体力学です。日本の海に出る養分など考えたとき、GISで流域解析したらほとんど針葉樹になっていることに気づき、山も荒れていてこれはいかんと思いました。そこで、もともと波力発電を研究していたが、松葉を使ったバイオマス発電に取り組み始めました。自分の構想では松葉で非常に良いペレットができるので、それを水素、電気に変えたい。倒れるまでやるということでチャレンジしている。水素の燃料電池でEVバスを走らせて、観光に役立てたいという構想で、なんとか一緒に手伝ってくれる人たちとやっている。

湯浅：静岡植物研究会の湯浅と申します。専門はもともと造林学だったが、森林生態学に移り、退職してからは静岡県のふじのくに地球環境史ミュージアムに毎日行っていて、県の植物分布を調べるため、採取と標本作りをやっています。2年前文化庁指導のもと沼津の天然記念物「大瀬崎のジャクシン樹林」の委員をいらさせていただきました。

山本：常葉大学の山本早苗と申します。専門は環境社会学で、今回は観光の面からアプローチするために担当させていただいています。この5年間都合がつかずなかなか参加できませんでした。大学のキャンパスも富士から草薙に移ったので、今後は学生たちとともに、こちらで何か活動できないかなと考えています。また、未来を担う子ども達のためにも、観光の点から新しいアイデアを展開していけたらいいと考えています。よろしく願いいたします。

中村：中村と申します。専門は民俗学で、たまたま縁があり静岡市歴史博物館の艦長を仰せ使っています。近々引退するので、もう少し好き勝手なことをやろうかと考えています。三保地域の景観・歴史・文化、大変な重みがありますので、この施設の中でどのように活かして行くか、大きな課題と考えています。よろしく願いいたします。

矢島：県庁森林整備課の矢島と申します。三保松原の保全の関係で市と財団と連携して取り組んでおります。今後もいろいろな場面で関わっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

増田：富士山世界遺産課の増田と申します。昨年6月に富士山が世界文化遺産に登録されて10周年、一つの節目を迎えたところですが、構成資産である三保松原も保全と活用において、今後とも皆様に御協力賜りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

鈴木：県文化財課の鈴木と申します。県の文化財課で名勝担当しております。県内の名勝の保存活用計画は三保が3例目です。これから策定して行く中で法的な部分悩む部分あると思いますが、先生方よろしく願いいたします。ちなみに今年度で異動するため、次回以降は別の者が出席しますのでよろしく願いいたします。

佐野：（一財）三保松原保全研究所の事務局長を務めております、佐野と申します。令和元年に設立され、市県の指導を仰ぎながら松原の専門的管理を行っています。保全再生、未来に向けて松原を守って行くということで、管理を任されています。よろしく願いいたします。

4 正副委員長の選任

眞田：ありがとうございます。続きまして、委員長、副委員長の選任となります。互選とさせていただいておりますが、どなたか推薦いただけますでしょうか。

中村：立候補される方がいらっしゃらないようでしたら、川口委員、いろんな会合でご発言されているし、この委員会にも関わってこられているので適任かと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

5 委員長あいさつ

眞田：川口委員を推薦する声がありました。前回に引き続き委員長ご担当いただけますでしょうか。それではお席の移動をよろしく願いいたします。先ほど自己紹介いただいておりますが、改めてご挨拶いただけると幸いです。

川口：自己紹介をはしょってしまっ申し訳ありません。専門は都市デザイン、建築、都市計画で対象範囲を広くやっています。三保については、地域の活性化やこの建物のコンペの選定委員をやらせていただきました。保存管理計画の時に委員長をやったので、中村先生が推薦してくださったのかなと思います。事務局から資料を送っていただいた時に非常にたくさんあり、三保自体が自然環境から世界遺産など、いろんな分野から課題がある、問題解決をしないといけないことに対して取り組んでいます。世界遺産という冠もついて、文化的な重要性もあります。改めて内側から補強する、保存活用計画ということで、保存しながらどのように活用するか、考えないということ、この委員会はそういう意味では、いろいろな活動の分野についてお聞きしたり、関係者にお聞きしたりしながら 方向性 ご発言 それぞれの専門分野のスペシャリスト、専門的な知見によって、こうしたほうがいいんじゃないかと、将来的な展望のもとに御助言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

眞田：ありがとうございます。副委員長は、川口委員からご指名いただくことは可能でしょうか。

川口：今までの副委員長天野先生だったので、今日欠席ですが、景観が専門なので的確な意見もいただけるだろうと思いますし、天野先生を副委員長として推薦させていただきたい。

眞田：では、副委員長については天野先生にお願いするということになりますが、本日ご欠席なのでご了承いただいてから決定させていただきます。

眞田：これより、設置要綱に基づき、川口委員長に議長をお願いします。

6 報告

川口：次第に沿って6番目報告からいきます。配られた資料が厚い割に時間が限られているので、十分な時間が割り当てられないかもしれませんが、よろしくお願いします。報告（1）
（2）一緒に説明をお願いします。

眞田：それでは事務局からご説明させていただきます。本日配布の設置要項を合わせてご覧ください。この委員会は平成25年の世界遺産登録後、翌年1月に設置されたものです。保全活用計画の策定後は、実施状況の検証、施設の改善等に関して、学術的、専門的見地の意見を聴取するため、委員会を開催させていただいています。前回は令和元年度ということで4年経ってしまいましたが、その間はコロナの影響があったのと、保全事業は継続のものが多かったことからかいしなかったというところです。現在、保存活用計画を策定しており、これまでの管理計画だけでなく、保全活用計画の内容も含めて地域の皆様に対して一本化したいと考えております。委員会自体、保全活用と申し上げていますが、今後保存活用計画を策定していくので、委員会の名称も保存活用計画に変えさせていただき、保存活用計画の進捗についてご助言いただきたいと考えております。

山田：続きまして保全活用計画個票の進捗状況についての報告をさせていただきます。前回令和元年度の開催時から大きな変化のあったものとしては、まず、事業番号5番の市有林維持管理事業の中の羽衣の松周辺の土壌改良や通行制限について、前回開催時にご助言いただいたのち、令和2年度末から年1回の土壌のほぐしと通行ルートの変更を行っております。この、羽衣の松周辺の通行制限エリアの拡大に伴い、事業番号33番の羽衣まつり・三保羽衣薪能が、令和3年より羽衣の松前からみほしるべ前に会場を移して開催されています。

事業番号が前後しますが、6番の三保松原保全再生事業についても、前回ご助言いただいたのち、令和4年3月に整備完了し、現在三保由来のマツの育成を進めています。

次に、本日配布した「報告2」の資料をご覧ください。個票は複数の事業番号にまたがっているのですが、今年度は富士山の世界文化遺産登録10周年記念事業を実施しました。

実施した事業について、細かい説明は省略させていただきますが、裏面、清水エスパルスと連携した松原保全の啓発事業では、三保地区、市内各所だけでなく市外、県外からも、そして、試合観戦に訪れた相手チームのサポーターなど、これまで松原に足を運ぶ機会のなかった方々にも、松原保全活動に参加していただくきっかけを作ることができたと考えております。

このような啓発事業により、三保松原での保全活動参加者数は今年度4月から2月までのあいだで7,250人と、みほしるべ開館以来過去最高となっています。エスパルスと連携した事業について、来年度は市としての予算は無いのですが、チームのパートナー企業の協力を得られることになり、継続して松原保全を啓発していく予定です。

また、事業番号12番三保松原保全活動支援事業右面の下のほうに記載がありますが、これまで、企業によるCSR活動としては、会社が休みの日に社員の皆さんが保全活動を行う、というものが多かったのですが、会社が人手ではなくお金を出し、就労継続支援施設が委託を受けて作業を行う、という新しい保全協力事業が令和4年度にスタートしました。三保に工場を置く三井ケマーズフロプロダクツさんと、三保の障がい者の方の就労継続支援施設であるnanairoさんとの協力事業で、来年度で3年目に入ります。

このように、保全活用計画策定当初の想定以上に、多くの方に松原保全にご協力いただいているところですが、三保松原全体としては人手が足りておらず、特に民有地や海岸保全区域の松原の維持管理については、体制確立の見込みが立っていない状況です。

川口：今の事務局からの説明、個票に関して、ご意見ご質問ありましたらお願いします。どちらかいうと報告ですので、次で関連することが出てきたらそこでご発言お願いします。次の保存活用計画について、進みたいと思います。事務局の方から説明お願いいたします。

7 議事

眞田：議事1の資料をご覧ください。相関図が入ったA4サイズ1枚のものですが、この保存活用計画は、平澤様からもご説明ありました通り、平成31年3月の文化庁指針にもとづき、保存管理計画とその他の計画を新たに保存活用計画という形にステップアップさせていこうと考えております。新しい保存活用計画は、保全活用計画の内容も含め、地域の皆様にわかりやすく計画を一本化したいと考えております。

資料の相関図に数多くの計画について記載されていますが、その時々に応じて必要に基づいて策定してきたわけです。どうしても複数の計画がある中で、地域住民の方、関係者の方にわかりづらいものになってしまっています。あみかけしてあるものを、保存活用計画に一本化していこうと考えているものです。業務については、本日同席いただいている、令和5、6年度に策定業務として文化庁さんの補助を受けて、（一社）地域緑化技術普及協会に委託して、一緒に作りこみお願いしているところです。計画の構成案について、文化庁の指針に基づき、資料のとおりによりこみをしています。

これまで地元の自治会やボランティア団体の皆様から、ワークショップなどでご意見をいただきました。それらをもとに反映させて計画案を策定しているところで、その案を本日は事前配布させていただきました。

5 月ごろに改めて地元関係者に説明を行い、その後再び委員会を開催し、修正しながら最終案を作り込むようご助言いただきたいと考えております。汲み上がって参りましたら、夏頃パブリックコメントを経て策定を予定していこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

山田：先ほどの報告 1 の中でも少しご説明させていただきましたが、現在策定作業中の名勝三保松原保存活用計画は、文化庁の「保存活用計画の策定に関する指針」（H31 年 3 月に作成、令和 5 年 3 月に変更）に基づき構成しています。保存活用計画というタイトルとしては新しいものですが、基本的な内容は既存の保存管理計画、保全活用計画から大きくは変わっていません。保存活用計画の策定に関する指針に基づき策定する計画なので、保存活用計画という名前になりますが、松原、砂嘴、及び景観は人工物ではなく日々変化が生じる自然物であり、日常的に手を加えながら良好な状態に保つ必要がある、ということで「保全」という言葉を使って啓発等を行っているため、計画の中でも「保存」という言葉ではなく「保全」という言葉を使っていきます。

では、各章についておおまかに説明させていただきます。

1 章の目的の部分は事前送付が間に合わず、本日配布させていただきました。計画の目的だけでなく、この委員会や、関係者の皆様からの意見聴取の経緯なども記載させていただく予定です。

2 章の名勝の概要、2 ページ三保松原の概要についてはこれまでの計画と比べてかなりスリム化しており、詳細は資料編に掲載予定です。（3 ページから 5 ページまでは、これまでの計画より詳細に記載していますが、市民用というより職員用なので資料編に移動させるべきかと気になっているところです。）

3 章の名勝の本質的価値については、名勝を構成する要素の全貌がわかるようにまず 6 ページで表に示し、その後価値を構成する要素については詳しく、価値との関連の薄い要素はあっさりとして説明します。8 ページの（4）の本質的価値に密接にかかわる周辺の要素は、保存管理計画ではほぼ触れていなかったのを、今回追加したものです。眺望点、視点場については資料編で詳しく紹介したいと考えています。その次の（5）のその他の本質的価値の維持・継承に密接にかかわる要素については、保存管理計画でかなり少数に絞って作品を紹介していましたが、今回は代表的なものを本体で紹介し、資料編に関係作品リストを掲載したいと考えています。

4 章の現状と課題は、保存管理計画にはなかったものです。保全活用計画では、16 項目の課題が掲載されていましたが、三保松原のエリアごとに異なる現状から共通の課題を記載するのは難しいと考え、今回は砂浜を 11 エリア、松原や住宅地を 15 エリアに分け、エリアごとに現状と課題を記載しています。エリアごとに分けた他の理由としては、羽衣の松周辺だけが三保松原として手厚く管理されている、他の場所も管理してほしい、あるいは、他の場所は指定から外せばいいじゃないか、といった声を聞くことが多く、羽衣の松だけが三保松原ではない、それぞれのエリアについて現状と課題が異なる中、環境に応じて 10 年後の目標を定めてみんなでよい方向に持っていこう、という意思表示として、エリア分けしたというのもあります。それぞれのエリアで活動する人たちが、自分のエリアの記載を見て何をすべきか判断できるよう、現状と課題に加えて理想の姿や管理者についてもエリアごと記載していますが、本来は現状と課題を書く章なので、書き方をどうするべきかまだこれから検討を続けたいと考えています。なお、これまでの意見聴取の内容をなるべく反映させているのですが、まだ反映しきれていない部分もありますし、計画にそぐわないので削除すべき記載もあるかと思います。

現状と課題が 10 ページから 28 ページまで続き、最後に過去 10 年の現状変更許可申請の推移のグラフを掲載予定です。まだ集計ができていないのですが、三保松原では年間 100 件前後の現状変更許可申請があり、そのうち約 7 割が電気や通信の線の張り替え等となっています。

3 章の本質的価値を後世に引き継ぐために、4 章の現状と課題を踏まえて、何をすべきかを 5 章以降に記載していきます。

5 章の保全活用の基本方針では、計画の基本理念とこの計画を構成する保全、活用、整備、運営の 4 つの柱の基本方針を記載しています。基本理念と基本方針は、保存管理計画や保全活用計画をもとに設定させていただいています。

6 章の保全、まず 30 ページ保全の方法の（1）（2）で地区の名勝と定義について記載しています。今回の計画策定で、既存の特別規制 A、B、1 種 2 種 3 種の地区分けと規制内容の変更は予定していませんが、10 年後の計画改定時の地区境界の変更を見据えて、及び、現状の A、B、1、2、

3だと、それぞれの地区が何を守るべき場所なのか、どれが規制が厳しい場所なのか、とてもわかりにくいという指摘を受けることが多いため、地区の名前の変更を考えています。31 ページに保全の方法を記載し、32 ページ以降に現状変更について記載しています。

現状変更許可申請について、なるべく理解しやすい計画とするために、まず33 ページに文化財保護法に基づく許可権限を表で示し、34、35 ページに、実際に三保松原で想定される現状変更の具体例をあげて、どのような手続きが必要なのか示しています。（33 ページの錦帯橋は三保松原の間違い）そのあと、景観に配慮した建築物や工作物の具体例を写真で掲載し、配慮の仕方をわかりやすく示したいと考えています。36 ページには文化財以外の法令とその規制エリア図、37 ページには防災防犯計画を掲載しています。

7章の活用では、活用の方法を記載した後、日頃問い合わせを受けることの多い、イベント開催時の手続きをフローチャートで示すことで、適切な活用を促します。

8章の整備では、保全、活用それぞれのための整備に加え、保全活用を下支えする地域づくりのための整備という項目を新たに設け、交通機関や産業、三保飛行場の活用について示したいと考えています。

9章が、まだ内容が薄いですが運営・体制の整備で、このあと10章の実施計画が入ります。現在保全活用計画の別冊として扱っている個票ですが、事前にお送りしたA3横の一覧表のとおりに、編成を一部変更し、保存活用計画の個票として活かす予定です。大まかな説明は以上です。

川口：事務局から名勝三保松原保存活用計画が配布されていますが、大変分量が多く時間も30分ちょっとしかないので、委員の皆様一人ずつ順番にご意見お伺いしたいと思います。（4～9章のうち7～10章あたりはまだ概略しかわからないので、）1章から順番にやると時間が足りないので、4～9章のうち、先生方が事務局から聞いた意見を咀嚼していただいて、自分がまとめるにあたりこうしたほうが良い、というような全体を通して気が付いたことをご意見していただくかと思います。

自分で作ったわけでないと思うので、作っていないと全体のフレームがわからないので、専門分野からご意見うかがうべきかと思います。中村先生から、こういうところを充実させなさいとか、こう思う、というようなご意見をお願いします。一通り終わったらまた発言をお願いしたいと思います。

中村：すごい量ですから全体的にどうこう言うのは難しいのですが、飛行場の話について、これは現状どうなっていて、どう使われているか、教えていただけますか。

山田：現状、舗装された滑走路があるのですが、ほとんど砂に埋まっていてあまり使えていない状態です。昨年度まで飛行連盟が県から占用の許可を得て非常時に使うことになっていましたが、今年度から占用許可を出さずに県が管理しています。バスの管制塔は撤去されたが、滑走路や倉庫の撤去はされないまま県が管理しています。高潮の砂に埋まっていて使える状態ではないですが。その県の管理する海岸保全区域を、これから静岡市で活用していこうという事で新年度の予算が先日ニュースになったところです。

田中：新聞記事で空飛ぶタクシーなどに使うようなことを見ましたが。

山田：県が管轄しているときからそういう話はあったようですが、まだ具体的には何も決まっていません。

中村：歴史的にもよく名前が出てくる飛行場ですが、静岡市内に飛行場があることを誰も知らないで、せっかくだから観光客を呼ぶための活用を考えたら面白くなるのではないかと思う。空飛ぶタクシーまで行かなくても、ドローンの訓練場でもよいし、活用の仕方考えたら、地域一体的に利用できるようになるかもしれないと思う。

山本：情報量が多すぎて読むのが私自身も大変で、ポイントがどこにあるのか、論点の集約が必要かと思います。静岡市はアジアでも初のSDGsハブ都市であり、総合計画でもSDGsを前面に出しておられますので、SDGsの観点から整理しなおしてみてもどうでしょうか。若い人や年配の人にも認知されているので、みんなが共通して持てるフレームワークになるかと思います。それぞれの開発目標に対して、本計画のどれが対応しているのかを示すとともに、担い手単位で見たときにどうかかわっているのかということも含めて、体系的に整理された全体の枠組みが見えるようなものが必要かと思います。そうすると横軸ができて、例えばサステナブルツーリズムだと、観光と生態系がつながるなど、横串をさす展開できるのではないかと思います。

P38, 39の活用について、観光がかなり大きな部分を占めるはずですが、まだ内容が薄いのではないかと思います。先ほどの報告の中でも様々な企業や教育機関、市民団体、地域住民や海外の方が関係していることを考えると、もっと多様な展開の仕方が考えられると思うので、さらに充実させていけるのではないかと思います。

湯浅：場所ごとに所有者が違うという事は書いてありますが、計画を読んでわかるように地図上で所有者を掲載してほしいです。

内容が細かいことを書きすぎているように思います。もう少しおおざっぱでよいのではないかと思います。P6の要素の分類でも、自然的要素の中に「松原の風致景観を構成する地形と植物」「砂嘴とクロマツ」とあり、双方がかぶっているように思います。また、松林を管理するうえで保全すべき植物と駆除すべき植物がありますが、それについても説明が必要です。

田中：本質的価値について、文化は有形無形のものがからむものだと思います。自分は長野県出身ですが、銭湯には三保松原が描かれていたんです。そんな富士山の風景もありますが、三保は思想的、宗教的にも、三島由紀夫の作品にもあるように、日本の精神的なものをなしていて、最勝閣もすばらしかったが、そんな精神的な部分も、三保に携わる人はちょっと学んでおいたほうが良いという感じがします。全体書かれていないといえども結構いろいろなものが書かれていて、なかなか難しいものがあります。

活用というのは最近どこでも入れている。観光客が散策するのも活用ですが、社会を維持するため、持続可能な社会のために、産業として維持すること、松葉の活用も重要だと思っています。松葉かきボランティアが集めた松葉は市の焼却場で処理している。あさはた遊水地も草を焼却場に持って行っている。国交省の国土強靱化で草と樹木を伐採する予算が9億くらいでている。とんでもない量の草木が出て、1トン1万円で焼却処理している。これは悪いことではないが、バイオマス発電に活用したいと考えました。雑草もスギやヒノキに匹敵するカロリーがありました。松葉が一番カロリーが高かったんです。松葉は1gあたり16,000J スギヒノキは15,000J 安倍川や遊水地の雑草は13,000J。それで電気作ってEVバスでもなんでも、活用したい。世界遺産に登録されたところ、三保は大渋滞で、住民が清水駅に出るのに3-4時間かかっていたと聞きました。だから、観光客はドリプラあたりに車を止めて、松葉で発電したバスで三保に来ればよい。ついでにローカルの特産物を販売している場所も周れば地域も潤う。そういう考えで開発しようとしています。しかしなかなか採択されず…またチャレンジする。今回は水素を作ることを提案し、どうにか活用したいと考えています。それをやれば観光客が増える、環境先進国が何をやっているか、見に来る人がいるので。三保の松葉を使った、いきいきと、住民のインカムになるようなことをやっていきたいと考えています。

専門は海岸工学ですが、砂は急激に増えてはいないがなんとなくつきだしているようです。安倍川の採取をやめたから。計画を書くに当たってお手伝いするところもありますし、全て網羅したような三保松原の百科事典になり大変だと思うが、協力しますのでなんとか頑張りたいと思います。

太田：実は私情により資料を読み込めていなくて申し訳ありません。次回はしっかり準備してきます。やはり根本的なこととして、計画がいろいろある中、今回文化庁の指針に基づいて保存活用計画をつくるということが、一般の人たちには、なかなかわかりにくいと思います。どこかでうまく説明して理解していただく必要があると感じました。また、全体的にSDGsとか例えば昆

明・モントリオール生物多様性枠組とか、大きな流れがありますので、その辺を頭に入れて整理していただくことに賛成です。

自分の専門はマツといっても海岸防災林で、それが基本になっていて、もちろんマツ線虫病はうまくなんとか対策するということですが、最終的に松原について最後に整理していただくような形にしていいただければと、まとめみたいな何かがあると全体として読んでいてよいのではないかと思います。かなり膨大で百科事典という話もありますが、少し端折っていただいてもいいのかなという気もします。かなりいろいろ書かれているので、またコメントも出てくると思いますが、気が付いたことはまた申し出ようと思っています。

川口：学生にはいつも難問を出していますが、先生方にも難問を出してしまったような気がします。事務局から資料をいただいて、全体として重要なのは6章以降かと、保全をどうするか、活用をどうするか、それに伴う整備をどうするかというところだと思います。まだ案ですが、第4章はかなり詳細なデータを述べていますが、後ろのほうは未整備な状況のようです。市民の方に案を提示するときには、記載のトーンを気を付けないといけないかと思います。

保全活用計画の個票が実はわかりやすく、6、7章にあたるいろんな事業が書かれています。せっかくやってきたので、個票がどう保全活用に関係しているか、わかると良いと思います。本体に入れると長くなってしまふかもしれないが、皆さんがやってきた成果が評価されるとよいと思う。やってきた人も、計画を見ることで自分が担っていること、地域貢献していることがわかれると良いと思う。全体に対するフレームとして。この計画は、理想案で終始する構想ではなく、実際にやっている成果、これからやりたい未知の部分も書くことができるので、成果と展望の両方を、これを読めば理解できるように、わかりやすいものにしていただくとありがたいと思います。内容が細かいとか、もう少し概要をととか、事務局が工夫をしていただいて、細かく書いてもわからない部分もあるし、おおざっぱにすると抽象的過ぎてわからない部分もあると思うので、難しいと思いますが。

太田：個票は見直すのですか？個票は具体的で良いと思います。4章も、詳しいものは別にしてもよいと思います。

山田：補足ですが、太田先生から個票のコメントありましたが、A3 半分織のものが、保全活用計画の今の個票と保存活用計画の新しい個票の編成案になっています。保全活用計画策定当時に編成した個票は、事業は存在するのに個票がないものもあれば、個票があるのにいつのまにか消滅した事業もあり、これからしっかりやっていくために練り直したいと考えています。

中村：できあがったものはどの範囲まで配布しますか？

山田：三保松原には個人の所有者が300名くらいいらっしゃるの、所有者にはいきわたるようにする予定です。所有していなくても、ボランティアや活用に関わる皆さんにも配布予定です。

中村：一覧をみると、すごくいろいろな部署が関連していますよね。仕事やっている皆さんが問題があって相談したいときは、とりあえずここみほしるべに来るのですか？

山田：三保のことはとりあえずみほしるべ、という状態になってしまっているが、わかりやすい計画を示していることで、何もわからずみほしるべに聞きに来るのではなく、計画である程度分かったうえで相談してもらえようになったらよいと考えています。

中村：将来に向かって三保をどういう方向に引っ張っていくのか、本質的な部分を地元の皆さんと一体となって戦略を作っていくのは、この施設がやるんですか？

山田：文化財としての三保松原をどうするかは私たちですが、例えば観光地としては、広い視野で観光にやってほしいと考えています。

眞田：補足しますと、名勝に関わる部分はみほしるべが窓口になっています。三保半島全体をどうするか、横ぐしの話もありましたが、観光、まちづくり、市民開発かいろいろあって、我々がすべて担うわけではないのですが、知らないわけにはいけないので、横ぐしの関係課とプロジェクトチーム作るなりで動いていく、というふうに考えています。一つの例が三保の飛行場で、滑走路は特別規制 A 地区、駐機場は特別規制 B 地区で、名勝上かなり規制があります。そうはいっても、地域の活性化のために本当に飛行場が必要という事であれば、規制をクリアしつつどう活用できるか、開発したい部署と守りたい部署と、令和 6 年度からプロジェクトチームでやっていきます。市役所に 10 個くらいプロジェクトチームがあって、それが横ぐしでやっているものです。縦で考えると、できない、で終わってしまうが、プロジェクトチームにすることで、どこをどうすればできるか、議論していきます。開発の部分は、うちがいいですよとは言えないが、どうクリアしていくのか、理屈を協議していくと理解しています。

太田：保存というのはどこまで保存するのか？三保松原という原点を保存するなら飛行場は無いほうがよい、そういう考えもありうるかと思います。三保全体をどうするかとなると、市の担当課もありますが、審議会のような、方針を市が決める場はあるのでしょうか？（差し支えあれば消していただいてよい。）活かすならば活かし方が当然あるが、いっぺんはどこかで議論して、両方の意見を出して決めていくべきかと感じています。せっかくなので、平澤調査官にもお話聞かせていただければと思います。

平澤：文化財保護法の第 1 条に目的が書いてありますが、これは昭和 25 年に制定されてから一文字も変わっていません。「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の新保に貢献すること」という、それが文化財保護法の目的です。文化財の保存と活用というのは、教科書的に言えば、文化財が持つそのものの本質が保存されることです。わかりやすい例では美術工芸品、木造の仏像について、物理的、生物的、化学的風化が進まないように、安定的な空間で保存するということになります。光を当てないほうが良ければ誰にも見せないということになりますが、国民がそれを見たりする機会がなくなってくると、存在自体が忘れられてしまいます。知られていないものが重要だと言われてもピンとこないので、適度にそれがどういうものであるか接することができるようにするのが文化財保護法上の活用です。活用というとすぐ観光ということに注目されがち傾向にありますが、原理的には、文化財として大事だという事を共有できる状態にしておくことが、文化財保護法上の活用です。なかには、三保松原のように広く知られて、観光で訪れる方、お寺であれば拝観される方、実際に守ることの原資になる経済的循環も生まれるものもありますが、それは一部の文化財の中のスターみたいな存在を事例にしているのが今の流れのようですが、たいていの文化財はそうはなりません。文化財における保存活用計画での活用は、文化財としての内容や価値を十分に社会に矜持されていなければ、大事だと言っても共有されないもので、そういう意味での活用になります。三保松原のように、例えば仏像だったら、頭のとっぺんから台の下まで全部文化財ですけども、三保松原のように人が住んでいて、住んでいる場所であることが本質に含まれているのですが、大正 11 年指定当時とはだいぶ変わっています。かつて飛行場が運用されていたが今は先ほどの説明の通りで、今日的な活用（文化財の意味ではなく。）の観点から何か活用できないかという議論が出ているところです。2 回ほど協議しましたが、やりたいといっているけれども、何をやりたいのか具体化していないのが現状です。世界遺産にも登録されていて、滑走路は緩衝地帯、プロパティとバッファゾーンあわせて保全状況を報告することになっていて、慎重に扱わないと、中途半端に誤解を招くと炎上する場所です。先ほど太田先生がおっしゃったように、名勝三保松原ということだけを考えるのであれば、滑走路は無いほうが良い、という議論は当然あります。社会のなかにあって、地域の問題もあるので、そういうことも勘案しながらどうするかという議論を今していただいています。こちらから飛行場に関して申し上げているのは、単にこの地域に飛行場が必要、というはなかなか難しいと思うということ。ここにいろいろな機能を集約したような再整備をしようというのが市の担当の考えで、その中に三保松原の松林もそうですし海洋環境もそうですが、保全に直接役立つような調査研究機能も入れてもらったほうがよいのではないかということは申し上げます。前回枠組みを説明していただいたがまだ中身はなく、公益とかありかたとか、具体的にどうかはまだこれからようです。そういう意味では、具体的な

形は検討を進めているところというのが現状です。他の名勝もそうですが、地域社会、住民が住んでいる、ほとんどの自然的名勝には人が住んでいるということが当然あり、そういう生活の中で、理想的には、三保松原の場合は非常に難しいと思いますが、関わるステークホルダーがそれぞれの立場なりに名勝の内容や大切だという事を思っていて、自分たちの生活や必要に応じて、手伝ってもらったり、住民の方が受ける恩恵についても配慮しないと。名勝三保松原を保護していくことが、必要以上に住民や関係者の権利や行動を制限するという印象になれば、日本国民の脳裏に深く刻まれている「文化財になると何もしちゃいけない、さわっちゃいけない」みたいなイメージになるのは、三保松原の場合は文化財としての本質にも実態にも合わないことだと考えます。事務局からの説明にもあったように、三保松原のような自然的名勝の場合は、逆にかかわってさわっていかないと文化財としての本質的な価値が減退していく性質があるので、できればいろんな立場のステークホルダーが、それぞれの立場や心情を事情に応じて理解しあってできるようなコミュニティを形成していくことが、具体的な事情からも、名勝三保松原の保存活用計画において、きちんと把握して普及できるような仕組みを組み込んでいくのが一番重要だと思います。

太田：ありがとうございます。埋立地を砂浜に戻したという事例が日本中にあることもあるので、話をさせていただいた。大切なのはどのあたりか、三保松原の計画ができあがったら、日本中から参照されると思います。東北の松原でも何かあれば三保松原と言われている、三保松原はそういうところで、管理として参照されると思うので、大変でしょうけどよろしくお願いします。

川口：まだ何かありますでしょうか。

中村：全体をまとめた計画の中に、もう少し夢みたいなものがあってもいいんじゃないかと思います。夢があるということは地域の皆さんの誇りでもあるし、色々な意味での活用の出発点になると思います。例えば、クルーズ船で静岡に来るお客様は天女のようなもの。三保松原が招いた天女。というような、みんなが楽しくなる物語を古くからの名勝三保松原と結びつけることで、地元の皆さんにとっても、イベントをやるときにもヒントになるのではと思います。駿河国の昔の枕詞は「うちよする」。海のかなたから幸いがやってくるのが駿河国で、目指すのは富士山。富士山という最高のコンテンツを目標に様々なものがうちよせてきて、豊かな富がもたらされる、その中心が三保松原、というような絵を描くことで、もうちょっと楽しいものができるのではと思います。

太田：外国人向けの冊子はあるんですか？日本語から訳した観光パンフレットではなくて、外国人向けの特別なものがあれば。外国人の対応も一つだと思います。

田中：クルーズ船が滞在時間を伸ばして日本平だけでなく三保松原も周るようになったと聞いているが。

眞田：船会社にもよるが、滞在時間はだんだん伸びる傾向にあります。

川口：みほしるべの展示に、神話や伝統的な、インバウンドが驚くようなコンテンツありますか？

山田：展示について、日本語の英訳は載せていて、英語圏の方が日本文化の背景なくてもわかるように、チェックしていますが、海外の方がとびつきそうだという観点で作っているコンテンツはありません。

川口：Youtube で日本の優れた姿とか清潔だとかやっているが、そういう PR できるようなものがあってもいいかもしれない。

中村：地元の皆さんがご覧になるのであれば、おもしろさがあったほうがよいと思います。

川口：Cool Miho みたいな。長くなってしまいましたが他に何かありますか？

田中：不法投棄があると聞いたが、ほんとうにありますか？三保松原内に？これは嚴重に取り締まるしかないと思います。

川口：それでは事務局に司会をお返しします。

眞田：最後に平澤様から先ほどいただいたこと以外に何かありましたらお願いします。

平澤：さきほど事務局の説明の中で、昭和以来使ってきている規制区分の図について見直しは今回しないという話でしたが、一つは、御穂神社は特別規制 B 地区ではないが世界遺産の構成資産になっています。市が生涯学習交流館を設置するために借りていたのを、撤去して神社に土地を返したというがあるので、特別規制 B 地区にしてもよいのではないかと思います。社会も変遷しているので細かい線引きの見直し、改定の際にやらないと後で調整することはできないので、あとで事務局にも伝えます。計画記載の技術的なことは先生方にお伺いしたこと含めて事務局のほうに伝えたいと思いますので、次回は整った形でご協議いただけるとと思います。

8 閉会

眞田：ありがとうございます。長時間にわたりましたが、委員会ありがとうございました。いただいた意見、多岐にわたりますが少しずつ整理して次回反映できるように整えてまいりたいと思います。これをもちまして、静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会を終了します。長時間にわたりありがとうございます。